

ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務  
委託契約書（案）

業 務 名 ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託  
委託料の額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税額 円）  
委託期間 着手 契約締結日  
履行期限 令和9年2月28日

契約保証金

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（主任担当者）

- 第4条 乙は本業務の実施について、主任担当者を定め、この契約締結の日から7日以内に、当該主任担当者の氏名を甲に書面で通知しなければならない。

（委託業務実施状況の報告等）

- 第5条 乙は、仕様書に基づく業務の実施状況報告書を作成し、甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項に定める報告のほか必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（進路アドバイザーへの指導等）

- 第7条 乙は、進路アドバイザーが誠実に業務を遂行しない場合、適宜指導を加え改善を図らなければならない。

2 甲は、委託業務に関して問題が生じた場合、乙と協議して、改善を図るものとする。  
(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めるときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(四半期ごとの報告義務)

第11条 乙は、四半期ごとの業務について業務実施状況報告書(別記第2号様式)を甲に速やかに提出し、確認を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定により、適切な業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により、四半期ごとの委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 四半期ごとの委託料の支払額は別表のとおりとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 乙が、この契約に定める条項に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(2) 乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約履行の見込みがないと

き。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年度福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(財産の帰属)

第15条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。
- 4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62号第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。  
なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合  
において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、  
乙はこれに応じなければならない。

(個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たって  
は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、  
あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第20条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用・就業（又は受講等）の状況を明ら  
かにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和13年3月31日まで  
保存しなければならない。

(契約外事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義に  
ついては、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に  
関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を  
保有する。

令和8年4月 日

甲	住所	福島県福島市杉妻町2番16号				
	氏名	福島県 福島県教育委員会教育長	○	○	○	○
乙	住所	△ △ △				
	氏名	△ △ △				
	代表者	△ △ △	△	△	△	△

(別表)

委託料支払額

(消費税込 単位：円)

区分	委託料	備考
第1四半期	円	6月分委託業務完了後
第2四半期	円	9月分委託業務完了後
第3四半期	円	12月分委託業務完了後
第4四半期	円	2月分委託業務完了後
委託料合計	円	

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じ

るとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

## ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託 仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

### 1 事業の目的

各地区に進路アドバイザーを配置し、県内で学ぶ高校生が震災や原発事故から復興を目指す本県で生活をする際の不安の払拭や復興を担う意識の醸成、生活基盤を築くための支援及び県外に避難している高校生がふくしまに帰還し生活再建をするための支援を行う。

### 2 事業主体

福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

### 3 事業内容

- （１）教育委員会は進路アドバイザーを高等学校に配置し、高校生の就職支援等の業務を積極的に進める。
- （２）教育委員会は進路アドバイザーの配置による就職支援等の業務を県内に本社、支社又は営業所のある民間企業、民間団体に委託する。

### 4 委託内容

- （１）本業務に従事する予定の全労働者数は、34人（実人員）とする。
- （２）上記（１）の雇用者の雇用期間は、概ね次のとおりとする。

雇用者数	概ねの雇用期間 (1人あたり)
34人	令和8年4月15日 ～令和9年2月28日(10か月半)

- （３）雇用者の就業については、月平均19日以上、1日7時間45分勤務とする。
- （４）進路アドバイザーの配置校、訪問校及び対応校は、別紙1「令和8年度県立高等学校進路アドバイザー配置計画（案）」のとおりとする。  
配置校（34校）：進路アドバイザーが在駐する高等学校  
訪問校（23校）：配置校のほか、訪問により支援活動を受け持つ高等学校  
対応校（16校）：必要に応じて進路アドバイザーの支援を受ける高等学校
- （５）受託者は、職安管轄区域ごとに主任進路アドバイザーをおくものとする。
- （６）受託者は、若年者の就職支援に関し識見と熱意を有する者で、以下の条件を備えた者を進路アドバイザーとして雇用すること。
  - ① 原則として若年者の就職支援を6か月以上経験している者。
  - ② 人事労務担当の管理職（課長職等以上）として5年以上経験のある者を8割以上雇用すること。
  - ③ 進路アドバイザーの元職種については、複数業種から雇用すること。
- （７）受託者が委託事業を開始したときは、委託業務着手届（別記第1号様式）を、業務委託契約締結後速やかに作成し、教育委員会に提出する。
- （８）受託者は、四半期ごとの業務について、委託業務実施状況報告書（別記第2号様式）を速やかに教育委員会に提出する。
- （９）受託業者が委託事業を終了したときは、以下のものを教育委員会に提出する。
  - ① 進路アドバイザー業務結果表（別記第3号様式）
  - ② 本業務で雇用した者に係る労働従事者名簿、賃金台帳、労働契約書
  - ③ 雇用人数及び雇用期間が確認できる書類の写し

- ④ 必要に応じて事業経費の明細が分かる書類の写し
- (10) 受託者は下記5(3)の③による情報交換会での課題をまとめ、翌月の10日までに教育委員会に提出する。
- (11) 受託者は進路アドバイザーが報告した下記5(9)の②～④をとりまとめ、翌月の10日までに教育委員会に提出する。
- (12) 教育委員会教育長は、委託業務に関して問題が生じた場合、受託者に改善を求めることができる。

## 5 進路アドバイザーの業務内容

### (1) 生徒の就職希望状況の把握

- ① 各学校の就職希望生徒に関する情報を把握する。
- ② 1週間に1回以上、訪問校で情報の収集と提供を行う。
- ③ 就職状況に応じて訪問先や訪問回数を変更するなど柔軟に対応する。

### (2) 求人開拓の実施

- ① 各学校において就職実績のある事業所を把握する。
- ② 上記①以外の事業所についても管内を中心に訪問し求人開拓を行う。
- ③ 求人開拓後、事業所に求人票の提出を依頼する。
- ④ 事業所への訪問は年間一人当たり380回以上とする。

### (3) 就職に関する情報収集及びその提供

- ① 事業所訪問等によって求人情報や業務内容を把握する。
- ② 進路指導担当者等を通して生徒へ情報を提供する。
- ③ 月に1回、同じ管内の公共職業安定所の担当職員が参加する会議に出席し、求人情報の交換を行う。

### (4) 面接指導の実施

- ① 就職を希望している生徒に対して、生徒が希望する仕事と企業が求める人材のミスマッチを解消するため、面接指導を実施する。
- ② 面接指導の実施回数は、年間4,800回以上とする(全員で実施した回数)。

### (5) 進路講話の実施

- ① 高校1・2年生に対して、将来、福島県内で生活する際の不安解消や職業観・就職意識の早期醸成のために、進路講話を実施する。
- ② 高校3年生の生徒(保護者も含む。)に対して、就職活動に対する心構え及び社会人として求められるビジネスマナーや一般常識、また、早期離職者の減少を目的に進路講話を実施する。
- ③ 進路講話は、進路指導担当者等と連携を図り、学年集会やホームルーム、PTA総会において実施する。
- ④ 進路講話の実施回数は、年間105回以上とする(全員で実施した回数)。

### (6) 公共職業安定所等との連携

- ① 公共職業安定所と連携し求人情報を入手する。
- ② 他校に配置された進路アドバイザーと連絡調整を図る。

### (7) インターンシップ実施の支援

- ① インターンシップ未実施校において、進路指導担当者等と連携を図りながら、インターンシップ実施に向けた支援を行う。
- ② インターンシップ受け入れ事業所において、進路指導担当者等からインターンシップ実施希望の依頼があった場合は、事業所の開拓を行う。
- ③ インターンシップの事前・事後指導等において、進路指導担当者等主導のもと、参加生徒に対してインターンシップに必要なビジネスマナー等の講話を行う。

### (8) 県外から県内に帰還し就職を希望している新規高卒者への情報提供

- ① 受託者は、委託者に、県外から県内に帰還し就職を希望している新規高卒者の

相談窓口となる連絡先を報告する。

- ② 委託者は、県外から県内に帰還し就職を希望している新規高卒者に対し就職等の情報提供を行うとともに上記5（8）の①の連絡先を、避難先の都道府県教育委員会を通じて、県外避難者に連絡する。
- ③ 受託者は、県外から県内に帰還し就職を希望している新規高卒就職希望者が所属する学校から問い合わせがあった場合、就職を希望する職安管轄区域を確認する。
- ④ 受託者は、上記5（8）の③で問い合わせがあった内容を、該当する職安管轄区域の主任進路アドバイザーに伝える。
- ⑤ 連絡を受けた主任進路アドバイザーは、希望業種・職種の情報をもとに、管内の事業所に受験の可否を確認する。
- ⑥ 主任進路アドバイザーは、問合せのあった学校に、提供可能な就職情報等を提供する。

(9) 報告書等の作成及び報告

- ① 毎週、翌週の進路アドバイザー〔週別〕勤務計画書（様式1）を作成し、配置校の校長に報告する。
- ② 毎日、進路アドバイザー業務日誌（様式2）を作成し、配置校の校長に報告する。
- ③ 毎週、進路アドバイザー〔週別〕勤務報告書（様式3）を作成し、配置校の校長に報告する。
- ④ 毎月、進路アドバイザー〔週別〕帰還希望生徒支援業務報告書（様式4）を作成する。
- ⑤ 上記①～④について、受託者へ翌月の5日までに報告する。

(10) その他

- ① 各高等学校の進路指導部との十分な連携・協力のもとに業務を実施する。
- ② 担当域内では必要に応じて配置校、訪問校以外の高校生の就職支援を行う。
- ③ 主任進路アドバイザーは支援業務全般と公共職業安定所との協議等において他の進路アドバイザーのとりまとめを行う。なお、そのうち1名は主任進路アドバイザー間の業務調整や、進路アドバイザー連絡会議の開催調整、進路アドバイザーに欠員が生じた時の臨時的な対応を行う。

6 委託料に含まれるもの

- (1) 報酬、通勤手当、健康保険料等の人件費
- (2) 旅費、名刺代、携帯電話代等の物件費  
旅費は事業所訪問キロ数で算出する。
- (3) 進路アドバイザー研修費
- (4) その他必要な諸経費（一般管理費については、契約額の15%以内で計上する）
- (5) 消費税

7 財産の取得制限について

本事業は進路アドバイザーによる新規高卒就職希望者に対する就職支援活動が主目的であることから、取得価格が10万円を超える備品等の取得は極力行わず、最小限の取得に努める。

8 受託者の進路アドバイザーへの指導

- (1) 受託者は、適正な業務が行われるよう、進路アドバイザーに対して年間8時間以上の研修を実施しなければならない。研修は以下の内容を含むこと。
  - ① 被災地域の企業に関する研修
  - ② 被災地域の生活環境等の情報共有
  - ③ 被災地域の合同企業説明会への参加

- (2) 受託者は進路アドバイザーが日本国内の法律を遵守するよう、適切な指導を行う。
- (3) 受託者は上記5（9）にもとづいて進路アドバイザーの業務状況を監督し、適切な指導を行う。
- (4) 進路アドバイザーが誠実に業務を遂行しない場合、受託者は適宜指導を加え、改善を図るものとする。
- (5) 進路アドバイザーの業務状況に改善がみられない時、受託者は福島県教育委員会教育長の求めに応じて進路アドバイザーを交替するものとする。

#### 9 業務上の留意事項

- (1) 業務で雇用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みを原則とする。
- (2) 雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とする。
- (3) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。
- (4) 進路アドバイザーの業務遂行中及び業務場所への移動中の身体に係わる事故については、受託者の責任において一切の処理をするものとする。
- (5) 進路アドバイザーが業務遂行場所への移動中等において加害者となった場合、受託者の責任において一切の処理をするものとする。

#### 10 個人情報の保護

- (1) 受託者と進路アドバイザーは、業務上知り得た個人情報等について、その秘密の保持に努める。
- (2) 受託者と進路アドバイザーが業務上知り得た個人情報等については、県が取り扱う個人情報として業務以外に使用しない。
- (3) 相談者名簿、相談記録、報告書等個人情報が記載された資料は事業終了後、県に帰属する。なお、委託期間の終了後（5年間）においても、同様の取扱いとする。

#### 11 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。
- (2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (3) 本事業は、会計実地検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (4) 事業実施にあたっては、必要に応じて福島県教育委員会と受託者との協議のもとに実施する。
- (5) 四半期毎の要件の達成目安は、第1四半期は、業務開始日から第1四半期最終日までの期間に年間要件の25%、第2四半期は、業務開始日から第2四半期最終日までの期間に年間要件の50%、第3四半期は、業務開始日から第3四半期最終日までの期間に年間要件の75%、第4四半期は、業務開始日から業務終了日までの期間に年間要件の100%とする。

(別記第1号様式)

## 委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名 ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 契約締結日  
履行期限 令和 年 月 日

(別記第2号様式)

## 委託業務実施状況報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

令和 年 月 月付けで締結した下記委託業務の実施状況を報告します。

記

- 1 業 務 名 ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託
- 2 委 託 期 間 第 四半期分 令和 年 月 日～令和 年 月 日

備考 乙は、本様式により、四半期ごとに業務実施状況報告を行うこと。

(別記第3号様式)

進路アドバイザー業務結果表

NO	進路アドバイザー 氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
合計													

\*月ごとに進路アドバイザーの勤務時間を記入してください。

(様式1)

委託先 事業責任者

## 進路アドバイザー〔週別〕勤務計画書

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

配置校名 : \_\_\_\_\_ 高等学校

進路アドバイザー氏名 : \_\_\_\_\_

月日 (曜日)	勤務場所	業務内容					備考
		事業所 訪問	面接指導	進路講話	インターンシップ <sup>o</sup> 実施支援	会議等	
/							
(月)							
/							
(火)							
/							
(水)							
/							
(木)							
/							
(金)							

### ※作成上の注意

- 1 勤務場所は、配置校名・訪問校名・対応校名等を記入する。
- 2 事業所訪問は、訪問する事業所数と事業所名(複数の場合は代表的な事業所名)を記入する。インターンシップ実施のための事業所訪問も記入する。
- 3 面接指導は、面接指導を行う回数(同一生徒と行った場合は延べ数)を記入する。生徒名等の個人情報記入しないこと。
- 4 進路講話は、学年集会(○年)及び進路別講話(就職希望者向け)、ホームルーム(○年○組)、PTA総会等を記入する。
- 5 インターンシップ実施支援は、事業所への要請及び学校への情報提供、打合せ、生徒の事前・事後指導等を記入する。
- 6 会議等は、進路アドバイザー連絡会議及び研修会、校内会議、打合せ等を記入する。
- 7 勤務しない日は、勤務場所に「×」印を記入する。

(様式2)

# 進路アドバイザー業務日誌

委託先  
事業責任者

令和 年 月 日 ( )

配置校名 : \_\_\_\_\_ 高等学校

進路アドバイザー氏名 : \_\_\_\_\_

## 1 勤務時間

時 分 ~ 時 分	実働時間 : 時間
-----------	-----------

## 2 業務内容

勤務場所	内容	備考

## 3 特記事項

--

(様式3)

委託先  
事業責任者

### 進路アドバイザー〔週別〕勤務報告書

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

配置校名 : \_\_\_\_\_ 高等学校

進路アドバイザー氏名 : \_\_\_\_\_

月日 (曜日)	勤務場所	業務内容					備考
		事業所 訪問	面接指導	進路講話	インターンシップ <sup>o</sup> 実施支援	会議等	
/							
(月)							
/							
(火)							
/							
(水)							
/							
(木)							
/							
(金)							

これまでの実施状況

	事業所訪問数	面接指導数	進路講話数
今週実績			
累計			

※作成上の注意

- 上表の業務内容
  - 様式1の作成上の注意を参照すること。
- 下表のこれまでの実施状況
  - 事業所訪問数は、延べ訪問回数を記載し、同一事務所を再訪問した場合も計上する。
  - 面接指導数は、延べ指導回数を記載し、同一生徒を指導した場合も計上する。
  - 全ての集計は、配置校及び訪問校を含んで計上する。

(様式4)

進路アドバイザー〔月別〕帰還希望生徒支援業務報告書

委託先 事業責任者

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

配置校名： \_\_\_\_\_ 高等学校

進路アドバイザー氏名： \_\_\_\_\_

対応日	相談者所属校 〔都道府県名〕	相談概要	対応
/ ( )	高校 [ ]		
/ ( )	高校 [ ]		
/ ( )	高校 [ ]		
/ ( )	高校 [ ]		
/ ( )	高校 [ ]		

※作成上の注意

- 1 対応日は、連絡を受けた日を記載する。
- 2 相談者所属校は、相談者が所属する高校名〔都道府県名〕を記載する。
- 3 相談概要は、卒業予定年月、就職希望地域、希望業種・職種等を記載する。ただし、個人情報(生徒名、現住所、連絡先等)は記載しないこと。
- 4 対応は、情報提供した内容や求人票の件数等を記載する。
- 5 同一の相談者に複数回対応した場合も、対応日ごとに別々に記載する。

令和8年度県立高等学校進路アドバイザー配置計画（案）

	職安 管轄 区域	配置校	訪問校		対応校		
		学校名	学校名		学校名		
1	福島 二本松	福島商業	福島北	福島南			
2		福島明成	福島西		福島	橘	福島東
3		伊達	川俣	ふくしま新世			
4		安達					
5		本宮			二本松実業		
6		福島工業			福島工業（定）		
7	郡山	郡山商業	湖南				
8		郡山北工業			安積	安積黎明	
9		あぶくま柏鵬（本校舎）	あさか開成				
10		あぶくま柏鵬（小野校舎）	田村				
11		郡山萌世（定）			郡山東	郡山	
12	須賀川 白河	須賀川創英館	須賀川桐陽				
13		清陵情報					
14		岩瀬農業					
15		光南	白河第二		白河		
16		白河実業					
17		修明					
18		石川	白河旭				
19	会津 喜多方	若松商業	会津学鳳		葵		
20		会津工業	会津第二		会津		
21		喜多方桐桜					
22		猪苗代					
23		喜多方					
24		会津西陵	川口				
25		会津農林	西会津				
26		南会津	只見				
27	平 磐城 勿来 富岡	いわき商業・情報（本校舎）	いわき光洋				
28		小名浜海星	磐城桜が丘		磐城		
29		磐城農業	いわき総合				
30		勿来	勿来工業				
31		いわき総合（好間校舎）	いわき湯本				
32		いわき商業・情報（四倉校舎）	平工業				
33	相馬 相双	ふたば未来学園	いわき翠の杜				
34		相馬農業	相馬総合	小高産業技術	相馬	原町	

- 配置校：進路アドバイザーが在駐する高等学校
- 訪問校：配置校のほか、訪問により支援活動を受け持つ高等学校
- 対応校：必要に応じて進路アドバイザーの支援を受ける高等学校